

前橋市立鎌倉中学校 いじめ防止基本方針

1 いじめ防止基本方針策定に当たって

(1) 鎌倉中学校の基本的な考え方や方針等

- ①全ての生徒と教師が、「いじめは本校でも、どの学級でも、どの生徒にも起こり得る」という認識の下、「いじめを絶対に許さない学校」づくりを進める。
- ②いじめ防止に関わる各種対策により、生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に安心して主体的に取り組むことができる学校づくりを進める。

(2) めざす生徒像

- ・自分で考え、判断し、思いやりをもった行動ができる生徒。
- ・自分自身も友達も大切にできる、いじめをしない生徒。
- ・たくましい心と社会性のある、いじめを見逃さない生徒。

2 組織及び校内体制について

(組織構造)

○いじめ対策委員会

- ・ 構成員 校長、教頭、生徒指導主事、教務主任
各学年生徒指導担当、教育相談主任
養護教諭、スクールカウンセラー
- ・ 運営 生徒指導委員会、教育相談委員会
P C画面を開きながら全職員で共通理解
- ・ 内容 ①いじめ対策全体計画の策定・実施・点検
②ケース毎に検討
③記録の集積

○いじめ対応Aチーム

- 学年主任、担任、 学年主任、担任
該当学年職員、 部活動顧問
スクールカウンセラー、生徒指導主事

○いじめの実態把握

- 生徒全員に生活振り返りアンケート、個人面談

○関係機関

- ・ 教育委員会
 - ・ いじめ対策室
 - ・ 警察、児童相談所
 - ・ 医療機関
- #### ○校内研修
- ・ 授業改善
 - ・ 教育相談研修
 - ・ いじめの理解や防止の研修
- #### ○道徳・特活部会
- ・ いじめ防止に向けた授業
 - ・ 生徒の自治的な諸活動
- #### ○生徒の活動との連携
- ・ ワイド相談
 - ・ 日常のピアサポート活動

3 いじめの未然防止

(1) 基本方針

未然防止の基本は、すべての生徒が安心・安全に学校生活を送ることができ、規律正しい態度で授業や行事に主体的に取り組める学校づくりを進めていくことにある。本校では、すべての生徒がいじめに巻き込まれる可能性があるとの認識の下、以下のことを心掛けて未然防止に努める。

- ・コミュニケーション能力を養い、お互いに尊重できる人間関係の構築を図る。
- ・生徒が相談しやすい環境づくりに努めるとともに、ストレスに対処できるよう支援する。
- ・規範意識を高め、基礎学力を身につけ、自己有用感を獲得できる教育活動を展開する。
- ・教職員の研修を深め、道徳教育や情報モラルに関する指導法の充実に努める。
- ・教職員の不適切または差別的な認識や言動で、いじめを誘発・助長・黙認することがないよう注意を払う。

(2) 指導計画・研修計画

〈鎌倉中学校「いじめ防止」年間計画〉

① P L A N

- ・いじめ対策委員会の設置
- ・実態把握（振り返りアンケートの実施）
- ・年間指導計画の作成

② D O

- ・個別面談、教育相談の実施
- ・いじめ防止関連授業の実施（グループエンカウンター等）
- ・あいさつ運動
- ・ネットパトロールの実施と結果の活用（予防活動）
- ・ピア・サポート活動
- ・スクールカウンセラーによるストレスマネジメントの授業

③ C H E C K

- ・校内研修「主体的に学び合い、豊かに表現できる生徒の育成」授業の推進
- ・いじめアンケート（生活振り返りアンケート）
- ・携帯電話講話
- ・学年のよいところさがし
- ・地域の健全育成活動・地域の清掃・除草活動・地域行事へのボランティア参加

④ A C T I O N

- ・重点指導項目の検討と改善

(3) 保護者・地域・他校との連携

- ・「のびゆくこどもの集い」などのボランティア活動に参加したり地域清掃活動に取り組んだりする中で、地域の人に認められ、生徒が有用感を持てるようにする。

(4) 校内研修

- ・「主体的に学び合い、豊かに表現できる生徒の育成」を目指して各教科の授業を推進し、分かる授業を展開して基礎学力を高め、自己有用感を持たせる。

4 いじめの早期発見

(1) 基本方針

・いじめは大人の目の届きにくいところで発生している。学校組織として早期発見に取り組むとともに、家庭・地域とも連携して全力で実態の把握に努める。

(2) 生徒のささいな変化に気づくための取り組み

・生活振り返りアンケートや生活ノート、教育相談や日常生活の見取り、保護者・地域との連携などを通して、生徒のささいな変化も見取る。

(3) 情報を確実に共有するための取り組み

・対応策を立案、検討、評価するために指導の記録を集積して共有する。

(4) 情報に基づいた対応の方針を立案実施

・いじめ対策委員会等で方針を立案し、対応チームに提案する。

5 いじめに対する対応

(1) 基本方針

・いじめ対策委員会が、各事案をいじめとして対応すべきかどうか判断する。

(2) 重大事態発生の場合

- ・市教委への報告と連携した対応、聞き取り
- ・アンケートの実施、関係生徒保護者への連絡と対応
- ・市教委と連携した保護者・地域・報道機関等への対応
- ・関係生徒・保護者、他の生徒への心のケア

6 その他

○評価と改善について

いじめ対策委員会で定期的にチェックを行うとともに、各学期末ごとに評価を行い、いじめ防止活動の改善を図る。

○保護者・地域への情報発信と啓発活動について

学年・学級懇談会等で生徒が主体的に取り組んでいるいじめ防止活動について発表する。市教委と連携して「ネット上のいじめや、生徒の身近に迫る危険について」などをテーマにした携帯インターネット教室を開催する。